

令和4年4月1日
開始!!

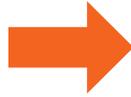
鹿沼市パートナー&ファミリーシップ宣誓制度

人権推進課人権推進係 ☎(63)8351

本市では、令和元年6月3日、同性カップルに対し行政がバックアップする「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」がスタートしました。そして令和4年4月1日、同性カップルにとっても妊娠や子育ては選択肢の一つであることから、「鹿沼市パートナー&ファミリーシップ宣誓制度」として拡充しました。



パートナーシップ宣誓制度



パートナー&ファミリーシップ宣誓制度

「鹿沼市パートナー&ファミリーシップ宣誓制度」とは？

パートナーの一方、または双方に、実子や養子縁組、里親制度など、公的に証明できる関係にある子がおり、生計を一つにする場合、家族としての扱いを受けることができるという制度。「宣誓」をすることで以下のサービスが受けられます。

これまでのパートナーシップ宣誓制度によって受けられるサービス



市営住宅の
入居申し込み



市営墓地・見笹霊園の
永代使用許可・承継



高齢者運転免許
自主返納支援



個人情報の
開示請求の代理※

詳しくは
市ホームページ
まで!



今回、
拡充!

R4.4.1 スタート パートナー&ファミリーシップ宣誓制度

によって受けられるサービス



市営住宅の
入居申し込み



市営墓地・見笹霊園の
永代使用許可・承継



高齢者運転免許
自主返納支援



個人情報の
開示請求の代理※

これらのサービ
スは、令和4年
4月1日時点の
ものです。



NEW!!
犯罪被害者等
支援



NEW!!
救急搬送証明



NEW!!
保育所等
入所申請



NEW!!
母子健康手帳
交付



NEW!!
民間サービス
住宅ローンの
申し込み

※個人情報の開示請求の代理につきましては、カップルまたは実子もしくは養子縁組の関係にある場合が該当となりますので、ご注意ください。